

公 告

任意継続被保険者の標準報酬月額について

標記について、健康保険法第47条の規定により公告いたします。

令和 8年 1月 5日

ヤマハ健康保険組合

理事長 徳弘 太郎



記

1. 任意継続被保険者の標準報酬月額

次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない額をもってその者の標準報酬月額とする。

- (1) 当該任意継続被保険者が、被保険者の資格を喪失したときの標準報酬月額
- (2) 前年の 9月30日における全被保険者の平均標準報酬月額

なお、上記(2)の平均標準報酬月額については、440,000円とする。

2. 適用開始時期

令和 8年 4月 1日

以 上